

社会福祉法人美輪湖の家定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症高齢者グループホーム檀那木）
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 障害児通所支援事業の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人美輪湖の家という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めることを厳守する。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を滋賀県東近江市百済寺本町 1543 番地 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上、10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の、合計 3 名で構成す

る。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事会は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 6 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験がある者など、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から選任する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が248,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置くこととし、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 公益事業に関する重要事項の承認
- (11) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するのものと法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月および必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる事ができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議に出席した評議員から選出された議事録署名人 2 人がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて、この法人の常務を処理する。

3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任免除)

第 23 条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により、免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 24 条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 30 万円以上であらかじめ定めた額と、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第 26 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において選任・解任

する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置くこととし、議長は、その都度理事の互選で定める。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わる事ができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示し、監事が当該提案について異議のないときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第6章 資産及び会計

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他の財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- | | | | | |
|------|--|----------------------|-----|------------------------|
| (1) | 定期預金 1,000,000 円 | | | |
| (2) | 滋賀県東近江市上山町字野川 883 番 6 所在の宅地
認知症高齢者グループホーム檀那木の敷地 | | | 999.91 m ² |
| (3) | 滋賀県東近江市上山町字野川 883 番 6 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建
認知症高齢者グループホーム檀那木 一棟 | | | 279.89 m ² |
| (4) | 滋賀県東近江市上山町字野川 850 番 1 所在の宅地 | | | 888.76 m ² |
| | 滋賀県東近江市上山町字野川 848 番 1 所在の宅地 | | | 112.07 m ² |
| | 滋賀県東近江市上山町字野川 848 番所在の宅地 | | | 609.67 m ² |
| | 滋賀県東近江市上山町字野川 883 番 1 所在の宅地
工房和楽の敷地 | | | 3442.11 m ² |
| (5) | 滋賀県東近江市上山町字野川 883 番地 1 848 番地 848 番地 1
850 番地 1 所在の鉄骨合金メッキ鋼板葺平家建
工房和楽 一棟 | | | 510.00 m ² |
| (6) | 滋賀県野洲市小堤字棚池 182 番地 1 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
暮らしを考える会 一棟 | | | 105.30 m ² |
| (7) | 滋賀県野洲市小堤字棚池 184 番地 3 所在の木造スレート葺 2 階建
暮らしを考える会 一棟 | 74.52 m ² | 1 階 | 41.40 m ² |
| | | | 2 階 | 33.12 m ² |
| (8) | 滋賀県野洲市北櫻字山田 920 番地 1 906 番地 1 919 番地 920 番地
930 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
おおきな木 一棟 | | | 503.46 m ² |
| (9) | 滋賀県野洲市北櫻字山田 920 番地 1 906 番地 1 919 番地 920 番地
930 番地所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
おおきな木 一棟 | | | 28.56 m ² |
| (10) | 滋賀県東近江市八日市本町 5 番所在の宅地
みょうがの敷地 | | | 188.42 m ² |

(11)	滋賀県東近江市八日市本町 5 番所在の鉄骨、木造アルミニウム板瓦葺 2 階建 みょうが 一棟	323.31 m ²	1 階	162.72 m ²
			2 階	160.59 m ²
(12)	滋賀県野洲市比留田字中出 994 番地所在の宅地 ケアホーム大樹の敷地			219.57 m ²
(13)	滋賀県野洲市比留田字中出 994 番地所在の木造瓦葺 2 階建 ケアホーム大樹 一棟	168.58 m ²	1 階	90.15 m ²
			2 階	78.43 m ²
			木造瓦葺平家建	26.93 m ²
(14)	滋賀県東近江市平松町字地蔵浦 1022 番地所在の宅地 滋賀県東近江市平松町字地蔵浦 1023 番地 1 所在の宅地 ケアホーム平松の家の敷地			427.96 m ² 654.38 m ²
(15)	滋賀県東近江市平松町 1022 番地所在の木造瓦葺 2 階建 ケアホーム平松の家 一棟	82.64 m ²	1 階	41.32 m ²
			2 階	41.32 m ²
			木造瓦葺平家建	9.91 m ²
(16)	滋賀県東近江市平松町字地蔵浦 1023 番地 1 1022 番地所在の木造瓦葺 2 階建 ケアホーム平松の家 一棟	263.19 m ²	1 階	217.78 m ²
			2 階	45.41 m ²
(17)	滋賀県東近江市上中野町字北野 86 番所在の宅地 滋賀県東近江市上中野町字北野 87 番所在の宅地 野の花の敷地			204.95 m ² 142.14 m ²
(18)	滋賀県東近江市上中野町字北野 86 番 87 番所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 野の花 一棟			243.46 m ²
(19)	滋賀県東近江市百済寺本町 1543 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建 大楽・きらり庵 一棟	532.47 m ²	1 階	165.64 m ²
			2 階	172.02 m ²
			3 階	172.02 m ²
			4 階	22.79 m ²

(20)	滋賀県東近江市上中野町字北野 53 番地所在の宅地 陽気寮の敷地				370.24 m ²
(21)	滋賀県東近江市上中野町字北野 53 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 陽気寮 一棟	120.89 m ²	1 階	62.93 m ²	
			2 階	57.96 m ²	
(22)	滋賀県東近江市上中野町字地蔵ノ下 397 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 きらり庵 一棟				238.00 m ²
(23)	滋賀県野洲市小堤字棚池 177 番 9 所在の宅地				6.31 m ²
	滋賀県野洲市小堤字棚池 182 番 6 所在の宅地				91.26 m ²
	滋賀県野洲市小堤字棚池 182 番 7 所在の宅地				18.40 m ²
	滋賀県野洲市小堤字棚池 184 番 1 所在の宅地				29.17 m ²
	滋賀県野洲市小堤字棚池 184 番 3 所在の宅地				86.52 m ²
	滋賀県野洲市小堤字棚池 185 番 1 所在の宅地 暮らしを考える会の敷地				271.71 m ²
(24)	滋賀県野洲市小堤字東出 185 番地 1 182 番地 6 184 番地 1 所在の 木造スレート葺 2 階建 暮らしを考える会 一棟	222.00 m ²	1 階	121.00 m ²	
			2 階	101.00 m ²	

3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、滋賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は滋賀県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 34 条 この法人の資産は、理事会に定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意および、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該会計年度が終了する間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 40 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 移動支援事業
- (3) 特定旅客自動車運送事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第 42 条 前項の規定によって事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財産法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人美輪湖の家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高城	健輔
理事	元藤	孝
理事	藪田	僖一
理事	小林	正知
理事	大塚	義孝
理事	平柿	完治
理事	吉田	英夫
監事	片岡	正男
監事	檜山	保子

付則

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成14年1月31日）から施行する。

理事長	高城	一哉
理事	元藤	孝
理事	藪田	僖一
理事	小林	正知
理事	大塚	義孝
理事	平柿	完治
理事	吉田	英夫
理事	野瀬	元之
理事	中山	幸子
監事	片岡	正男
監事	檜山	保子

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 15 年 2 月 25 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 15 年 7 月 14 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 16 年 4 月 12 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 16 年 7 月 2 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 17 年 3 月 1 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 17 年 11 月 17 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 18 年 8 月 1 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 21 年 2 月 9 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 21 年 6 月 8 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 24 年 2 月 13 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 24 年 2 月 17 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 24 年 6 月 13 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 24 年 11 月 20 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 25 年 3 月 18 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 25 年 6 月 13 日）から施行する。

第 5 条および第 13 条の規定により新たに選任された理事、評議員の任期は平成 26 年 7 月 14 日までとする。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 26 年 1 月 10 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 26 年 5 月 13 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 27 年 11 月 28 日）から施行する。

この定款の一部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（平成 30 年 2 月 2 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（令和元年 6 月 12 日）から施行する。

この定款の一部変更は、定款変更認可の日（令和 2 年 7 月 8 日）から施行する。